

グレナダの入国規制措置（7月19日更新）

グレナダ政府は、7月31日からの入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 入国する全ての渡航者

7月31日より、入国する全ての渡航者は、世界保健機関（WHO）承認済みの新型コロナウイルス・ワクチン、または、同ワクチン・スプートニクVの完全接種が必要となる。自国民、居住者、18歳未満の者、外交官、乗り継ぎを行う航空会社乗務員は、ワクチン完全接種の条件を免除される。

※自国民：グレナダのパスポート所持者、市民権を証明できる者、グレナダで出生した者

※居住者：永住権、労働許可、グレナダ政府からの雇用証明書を所持している者。

2 新型コロナウイルス・ワクチン完全接種渡航者

- （1）認可宿泊施設で、最低限2泊分の予約を行うこと。
- （2）渡航許可申請を行うこと。
- （3）渡航前72時間以内に、PCR検査を受けること。
- （4）搭乗前に、渡航許可証明書及びPCR検査陰性証明書のコピーを提示すること。
- （5）到着時にワクチン接種カードのコピー及びPCR検査陰性証明書を提示すること。
- （6）到着時にPCR検査を受けること。48時間で同結果を受領。
- （7）同検査結果が陰性であり、保健省による健康状態確認許可が得られれば、国内を自由に活動出来る。
- （8）ワクチン完全接種者に同行する13歳未満の子どもは、48時間の検疫措置となる。

3 新型コロナウイルス・ワクチン未接種渡航者

- （1）認可宿泊施設で、最低限7泊分の予約を行うこと。
- （2）渡航許可申請を行うこと。
- （3）渡航前72時間以内に、PCR検査を受けること。
- （4）搭乗前に、渡航許可証明書及びPCR検査陰性証明書のコピーを提示すること。
- （5）到着5日目にPCR検査を受けること。48時間で同結果を受領。
- （6）同検査陰性結果を受領しているか否かに関わらず、最大7日間の隔離検疫措置となる。

(7) 検疫措置解除後も、7日間に亘り自己監視及び報告を続ける必要がある。

4 自宅検疫

渡航者は、自宅検疫を申請する前に、以下のいずれかの基準を満たす必要がある。

- (1) 旅行者本人、または旅行者団体の年齢が65歳以上。
- (2) 渡航者がワクチン完全接種者である。
- (3) 幼い子供や未成年者と同伴の旅行。
- (4) 外交官または政府関係者。
- (5) 障がいや病気を患っている者。
- (6) 保健当局が考慮しなかった、その他の酌量すべき事情がある場合。
- (7) 少なくとも渡航7日前までに申請を行い、必要とされる自宅検査により、自宅検疫に適していると判断される場合。

参考：グレナダ政府 HP

<https://covid19.gov.gd/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。